

異業種交流会「博多三木会」会則

第1章 総 則

第1条 (名 称)

この会は、異業種交流会 博多三木会（以下「本会」という）と称する。

第2条 (事務局)

本会の事務局は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「損保ジャパン日本興亜」という）内に置く。

第2章 目的及び活動

第3条 (目 的)

本会は自主運営を以って会員相互間の情報交換、交流を図ることにより、会員企業の体質強化並びに事業の拡充を目指し、会員相互が啓発しあい、会員企業の発展と共生を図ることを目的とする。

第4条 (活 動)

本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 会員間の良きパートナーとの出会いの場を提供し、研究会、情報交換、販売協力、支援提携等のビジネスチャンスを広げ、交流を図る場として月例会を開催する。
2. ビジネスとその方法に関する調査研究と建議。
3. ビジネスに関する情報交換、販売協力と支援、提供等の活動。
4. 新商品、ニュービジネスの促進と交流の拡大。
5. 友誼団体との協調、連携。
6. 会誌の発行並びに上記各項の活動を行うに必要な各種資料の刊行配布。
7. その他前条の目的を達するために必要な活動。

第5条 (個人情報の使用)

本会は、会員の住所、氏名等の個人情報を本会の目的のためにのみ取得、使用、管理し、他の目的のために使用しないこととする。

第3章 会 員

第6条 (会員の資格)

本会の会員たる資格を有する者は、政治、宗教、占い、マルチ商法等の行為者ならびに会員に多大なる迷惑となるビジネス業種及び法に抵触する者を除き、福岡市及びその周辺に本社、または事業所を置き、本会の目的及び活動に賛同する者とする。

第7条 (会員資格の取得)

1. 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続きを行い、会員または損保ジャパン日本興亜の推薦により世話人会の承認を得て入会することができる。
2. 会員の登録は一業種一社とする。
3. 会員の登録は一社につき2名以内とする。2名登録する場合は、1名を主会員と称し、他の1名を複数登録会員と称する。

第8条 (会員の権利義務)

1. 会員は本会の活動につき、その便宜を受ける権利を有する。
2. 会員は本会の運営活動に積極的に参加する権利及び義務を有する。
3. 会員はこの会則及びその他の規則並びに総会の決議に従う義務を有する。
4. 会員は原則として毎月例会に出席し交流活動をしなければならない。但し、代理人（原則1名とし、当該会員と所属する会社または事業所を同じくする社員または従業員等に限る）により出席することを妨げない。
5. 会員は全国異業種交流会の連合会（以下「全異連」という）に加盟する他の交流会に

- 入会することはできない。
6. 会員は本会の活動で知り得た情報を本会の目的に従って活用を図ると共に個人情報保護法による規定を遵守する義務を有する。
 7. 出欠の返答は、定められた期限までに博多三木会のホームページ上での返答のみとする。但し、FAX 会員については事務局へ FAX で返答を行わなければならない。
定められた期限とは、定例会案内文に指定された日とする。

第 9 条 (資格の喪失と特例)

会員は自らの意思により本会を退会する場合を除き、次の 1 項から 8 項の一つ以上に該当する場合には、世話人会の決議によりその資格を失う。ただし、この場合本人に弁明の機会を与えなければならない。

1. 諸会費を納めない場合。
2. 月例会に連続 3 回以上出欠の返事がない場合。
3. 月例会に連続 6 ヶ月以上欠席の場合。
4. 同一会社で他部門へ移動時、従来からの会員職種と競合する場合。
5. 転業、転職や別会社へ出向したとき。ただし、この場合従来からの会員と競合しない場合に限り、世話人会の承認により再入会できる。
6. 会員の所属する事務所が閉鎖又は解散した場合。
7. 本会及び会員に多大なる迷惑を及ぼした場合。
8. 本会会員が定年等でいずれの企業にも所属しなくなった場合でも、本人からの申し出があれば会友として登録することができる。ただし、特定企業の PR 等を行わない。権利義務等は会員に準ずる。全異連には所属せず全異連会費は免除とする。

第 10 条 (全異連への加盟)

1. 本会は会員の横断的交流活動を支援し、会員のビジネス発展に資するため全異連に加盟する。
2. 会員は全異連の活動を推進するため別に定められた「全異連運営費」を全異連へ支払うものとする。
3. 会員は損保ジャパン日本興亜のビジネス情報ネットワークサービス「サクセスネット」の入会を原則とする。

第 4 章 役 員

第 11 条 (役員の種類)

本会に次の役員を置く。

事務局長	1 名
世話人	20 名以内
うち 会計	2 名以内
運営委員	3 名以内
監事	2 名

第 12 条 (役員を選任)

1. 世話人、監事及び運営委員は、総会において会員のうちからこれを選任する。但し、任期途中における世話人、幹事及び運営委員の増員・補充については世話人会にて決定し、例会にて会員の承認を得ることとする。
2. 事務局長は損保ジャパン日本興亜所属でかつ同社が推薦する社員に世話人会がこれを委嘱する。
3. 会計は、世話人の互選によりこれを選任する。

第 13 条 (役員職務)

1. 本会は「全員で運営」を原則とするが、選出された世話人で構成する世話人会が中心

- となり、総会で決議された活動の運営にあたる。
2. 事務局長は世話人会の命を受け本会の事務を統括し、業務については世話人及び会員とこれを分担する。
 3. 運営委員は世話人会に代わり、全異連との連絡調整にあたり、全異連の運営の執行に関する事項を決議する。ただし、重要な決議事項は世話人会に報告してその承認を得なければならない。
 4. 会計は本会の財務を世話人会の決議を経て定められた方法によりこれを管理する。
 5. 監事は本会の事業報告書及び収支決算書の監査を行う。

第14条 (役員任期)

1. 世話人（運営委員を除く）及び監事の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。
2. 運営委員に限り、全異連との連携・協調が主たる目的のため全異連との任期と同様とする。ただし、原則として再選はしない。
3. 増員又は補欠に選任された役員の任期は前2項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。
4. 役員はその期間が満了した後においても、後任者が就任する迄その職務を行うものとする。

第15条 (役員解任)

本会の役員にふさわしくない行為があった場合、及び第9条により会員の資格を喪失したときは総会の決議によりその役員を解任することができる。

第16条 (役員報酬)

役員は無報酬とする。但し、月例会と別日で行われる世話人会の出席については交通費として一人あたり1,000円を支給する。

第5章 委員会、顧問

第17条 (委員会)

1. 第4条に規定する本会の活動を分担するため委員会を設ける。
2. 委員長・副委員長は各委員会の互選により選出する。但し、委員長・副委員長は世話人以外から選出するものとする。任期は1年とする。再選を妨げない。

第18条 (規則の制定)

委員会の運営に関する規則は世話人会の決議を経て事務局長が別にこれを定める。

第19条 (全異連委員会との連携)

全異連各委員会を構成する委員の選出は委員の互選により、世話人会の承認を経てこれを事務局長が委嘱する。

第20条 (顧問)

1. 本会に顧問を若干名置くことができる。
2. 顧問は世話人会の推薦により事務局長がこれを委嘱する。任期は2年とし再選を妨げない。
3. 顧問は本会の活動運営上の重要な事項について世話人会の諮問に応ずる。

第6章 会 議

第21条 (会議の種類)

会議は総会及び世話人会とし、総会は事務局長、世話人会は当番世話人がこれを召集する。

第22条 (総会)

1. 総会は通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。
2. 総会の議長は世話人の互選により選出する。

第23条 (総会の開催及び召集)

1. 通常総会は毎年1回活動年度終了後2ヶ月以内に開催する。
2. 臨時総会は世話人会の決議による他、事務局長が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上もしくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。
3. 総会は開催の日から少なくとも5日前に会議の目的たる事項、日時、および場所を記載した文書を発して召集する。ただし、事務局長がやむを得ないと認めたときは便宜の方法をもってこれに代えることができる。

第 24 条 (会員の表決権)

1. 会員は各 1 個の表決権を有し、これを行行使するため総会に出席することができる。
2. 会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を代理人 (第 8 条第 4 項但書に規定するものに限る)、他の出席会員、または議長に委任することができる。

第 25 条 (総会の議事)

1. 総会は全会員総数の半数以上の出席 (委任状を含む) により成立する。
2. 総会の議事はこの会則に別段の定めがある場合を除き、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 26 条 (総会の付議事項)

総会はこの会則に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

1. 事業報告及び事業計画
2. 決算及び収入支出予算
3. 世話人会において総会に付議すべきことを決議した事項
4. その他、事務局長が必要と認めて付議した事項

第 27 条 (世話人会)

1. 世話人会は世話人の全員をもって組織する。
2. 会員は世話人会に出席し意見を述べることができる。

第 28 条 (世話人会の開催)

1. 世話人会は定例会時及び事務局長が必要と認めたとときこれを開催する。
2. 世話人会の召集については第 23 条第 3 項の規則を準用する。
3. 世話人会の議長は当番世話人をもってこれにあてる。

第 29 条 (世話人会の議事)

1. 世話人会は、その構成員の半数以上が出席しなければ成立しない。
2. 世話人会の議事は世話人の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 30 条 (世話人会の付議事項)

1. 世話人会はこの会則に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。
 - イ. 総会に提出すべき議案
 - ロ. 会則の変更に関する議案
 - ハ. 総会において世話人会に委任された事項
 - ニ. その他、会務の運営に関して事務局長が必要と認めた事項
2. 事務局長は世話人会に代わり、常務の執行に関する事項、及び緊急な事項を決議する。ただし、その決議事項は次の世話人会に報告してその承認を得なければならない。

第 7 章 会 計

第 31 条 (資産の構成)

1. 本会の運営費は次の各項に掲げるものにより構成される。
 - イ. 会員からの会費
 - ロ. 活動にともなう収入
 - ハ. 寄付金、品
 - ニ. その他の収入
2. 会費は 1 会員につき月々 1000 円、全異連については 1 企業につき月々所定の額を納入する。但し、複数登録会員については月々の会費を免除する。
3. 既納の諸会費の金品は原則としてこれを返還しない。

第 32 条 (収支予算、収支決算等)

1. 本会の収入・支出予算及び決算は、事業計画及び事業報告とともに総会の承認を受けなければならない。
2. 前項の収入・支出予算については財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

第 33 条 (活動年度)

本会の活動年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 規則の変更及び解散

第 34 条 (会則の変更及び解散)

この会則の変更及び解散は総会において会員の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上の決議により変更及び解散することができる。

会員企業数が 10 企業以下となった場合は、世話人会と事務局長にて存続の可否を決定し総会に諮る。

第 9 章 会員情報の取り扱い

第 35 条 (個人情報の収集、保有、使用)

1. 本会は、本申し込みを含む会社との取引の入会審査判断および入会審査後の管理を目的とし、会員および入会申し込み者（以下「会員等」という）の以下の個人情報（以下「個人情報」という）につき、保護措置を講じた上で収集、使用するものとする。

(1) 名前、名前フリガナ、生年月日、自宅住所、電話番号、勤務先またはご経営の法人名、住所、役職または部署、電話番号等、会員が入会申し込み時に届け出た事項

(2) 会員等の利用状況内容

2. 本会は、以下の目的のため、個人情報を使用するものとする。

(1) サービス情報等の提供のため

(2) 本会の宣伝物送付等の営業案内のため

(3) 会員相互間における上記各号の使用のため

第 36 条 (個人情報の開示、訂正、削除)

会員は、本会に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとする。

開示の結果、万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、本会はすみやかに訂正または削除に応じるものとする。

第 37 条 (使用、提供中止の申し出)

第 35 条 2 項の範囲内で、本会が会員の個人情報を使用、提供している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の本会での使用の提供を中止する措置をとるものとする。

第 38 条 (問合せ窓口)

個人情報の開示、訂正、削除や使用、提供の中止等に関しましては、本会世話人会に連絡するものとし、判断が生じる場合には世話人会に諮るものとする。

第 10 章 雑 則

第 39 条

この規則の施行に必要な細則は世話人会の決議を経て別に定める。

第 40 条

この規則は平成 14 年 5 月 16 日より施行する。

付 則

1. 平成 15 年 5 月 15 日一部変更(第 30 条)
2. 平成 16 年 5 月 20 日一部変更(第 9 条、第 11 条、第 16 条)
3. 平成 17 年 5 月 19 日一部変更・追加
(第 5 条、第 8 条 6、第 28 条 2、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条)
4. 平成 18 年 5 月 18 日追加
(第 9 条 8、第 16 条)
5. 平成 18 年 6 月 15 日追加
(第 8 条 7)
6. 平成 19 年 5 月 17 日削除

- (第7条3)「会員は経営者もしくは原則として管理職の課長職以上とする」
7. 平成20年5月15日追加
(第9条8)
8. 平成21年5月21日一部変更・追加
(第7条3、第8条4、第24条2、第31条2)
同日削除(第9条8)「新規入会の場合で初回より連続して2回出席しない場合」
9. 平成22年5月20日一部変更
(第11条、第12条1、3、第27条2)
10. 平成23年5月19日一部変更
(第16条)
11. 平成26年5月15日一部変更
(第31条2) ※原文は「全異連については1企業につき月々100円とする」
12. 平成26年9月1日より以下の読み替えを行う
- ・「株式会社損害保険ジャパン」→「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」
 - ・「損保ジャパン」→「損保ジャパン日本興亜」